⑷　技術提案書の提出期間、場所及び方法
　①　提出期間　技術提案書の提出要請日から令和９年２月15日16時00分まで。
　②　提出場所　記５⑴に同じ。
　③　提出方法　記５⑶③に同じ。
6　その他
⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証及び契約保証
　①　入札保証　不要
　②　契約保証　必要
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　前金払の有無　請負代金額が1,000万円以上の場合は「有」。1,000万円未満の場合は「無」。なお、請負代金額が1,000万円以上の場合は、本契約の相手方は、請負契約書第35条第１項に基づき、前払金の請求をすることができる。
⑸　当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑹　関連情報を入手するための照会窓口は、記５⑴に同じ。
⑺　技術提案書のヒアリングを行う。
⑻　その他詳細は東日本高速道路株式会社のホームページに掲載する入札公告（説明書）による。
7　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : KATO Kenji, General of Tohoku Regional Head Office, East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 42
⑶　Subject matter of the contract : Detailed Design for the Akita Expressway (Yokote-Kita IC to Omagari IC Section)
⑷　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 16 November, 2026
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 15 February, 2027
⑹　Contact point for tender documentation : Procurement & Contract Section, Technology & Procurement Department, Tohoku Regional Head Office,East Nippon Expressway Company Limited 1―1―1, Tsutsujigaoka, Miyagino-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture, 983―8477 Japan
TEL 022―395―7641
E-mail.ki-r-tohoku@e-nexco.co.jp

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

令和９年度及び令和10年度における内閣及び内閣府所管の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和８年10月30日

内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官
内閣府大臣官房会計課長
坂本　眞一

◎調達機関番号　005、006、007、008、009、011、022、024、025、026、028及び029
◎所在地番号　13
1　業種区分
競争参加資格を得ようとする者の業種区分は、次のとおりとする。
⑴　建設工事
ア　土木一式、イ　建築一式、ウ　大工、エ　左官、オ　とび・土工・コンクリート、カ　石、キ　屋根、ク　電気、ケ　管、コ　タイル・れんが・ブロック、サ　鋼構造物、シ　鉄筋、ス　舗装、セ　しゅんせつ、ソ　板金、タ　ガラス、チ　塗装、ツ　防水、テ　内装仕上、ト　機械器具設置、ナ　熱絶縁、ニ　電気通信、ヌ　造園、ネ　さく井、ノ　建具、ハ　水道施設、ヒ　消防施設、フ　清掃施設、ヘ　解体
⑵　測量・建設コンサルタント等業務
ア　測量、イ　建築関係建設コンサルタント、ウ　土木関係建設コンサルタント、エ　地質調査、オ　補償関係コンサルタント、カ　その他の業務
2　申請の時期及び場所
⑴　定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあたっては、申請者（申請者が経常建設共同企業体である場合においては代表者。以下同じ。）が競争参加を希望する官署の別記に掲げる受付機関において、インターネットの場合は令和８年12月１日から令和９年１月15日まで、郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）の場合は令和８年12月１日から令和９年１月31日（当日消印有効）までの間、申請を受け付ける。
⑵　随時の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、令和９年２月１日以降随時、申請者が競争参加を希望する官署の別記に掲げる受付機関において申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
　①　郵送による申請の場合には、申請書類用紙及び申請書提出要領を次のホームページアドレスへのアクセスにより取得するものとする。
　https://www.cao.go.jp/chotatsu/shikaku/shikaku.html
　②　インターネットの使用による申請者は、次のホームページアドレスへアクセスし、令和８年11月２日から令和８年12月28日までの間にパスワードを請求し、入手したパスワードを用いて、令和８年11月２日から令和９年１月15日までの間に取得するものとする。
　・建設工事
　https://www.pqr.mlit.go.jp/
　・測量・建設コンサルタント等業務
　https://www.pqrc.mlit.go.jp
⑵　申請書の提出方法
申請者は、郵送により提出するときは、次の⑶①及び②に掲げる書類を別記に掲げる提出先に提出すること。
インターネットを使用して、建設工事等を申請する者は、⑴②に掲げるホームページアドレスへアクセスし、⑴②により入手したパスワードを用いて、作成した申請用データを送信するものとする。
⑶　申請書類
　①　建設工事に係る申請
　ア　一般競争入札（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
　イ　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定値通知書（申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、上記２⑴のインターネットを使用して申請を行う場合には、審査基準日が令和７年６月16日以降のもの、上記２⑴の郵送により提出する場合には、審査基準日が令和７年６月30日以降のもの、上記２⑵の随時申請受付の場合には、申請をする日の１年７月前の日より後のものに限る。）の写し
　ウ　工事経歴書
　エ　営業所一覧表
　オ　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、建設共同企業体協定書の写し
　なお、継続的協業関係を確保する観点から、単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めないこととする
　カ　申請者が経常建設共同企業体又は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第２条第１項第４号に規定する組合である場合においては、共同企業体等調書
　キ　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の２）、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３）又は（その３の３））
　ただし、各税法の規定により申告書の提出義務がないため国税規則別紙第９号書式（その２）を提出できない場合は、それぞれ申告書の提出義務がないことを示す書類のほか、個人である場合は所得税及び復興特別所得税の申告に関する申出書を、法人である場合は法人税の申告に関する申出書を、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付